

第7章

香港

知的財産保護制度

香港における知的財産法制は、中国返還前のイギリス統治時代に TRIPS 協定に整合的になるよう整備を完了し、2000年6月には TRIPS 理事会において協定の実施レビューを受ける等、制度整備面からはその取り組みについて評価できる。

しかしながら昨今、我が国企業名の冒用商号を登記して悪用する事例が数多く報告されており、早期の改善が求められる。また、模倣品・海賊版等の不正商品の流通という観点からは、国際的な通過点とならないよう取締りを強化するなど、運用面での取組の改善も必要である。

(1) 著名商標等冒用商号の登記問題

<措置の概要>

香港で、世界的に著名な登録商標が無断で第三者の商号等に使用され、これと同一又は類似の社名が多数登記されている（著名商標等冒用商号）。また、これら著名商標等冒用商号が、中国大陸で生産・販売される商品や宣伝に利用される反不正競争法違反事件が発生している。

<国際ルール上の問題点>

これらの問題が生じる背景となっている香港の法制度の問題点として、①既登記商号と同一の商号に限り登記することができないこととな

っており、紛らわしい類似の商号が登記される、②著名な登録商標や商号と同一又は類似の商号に対し、変更を求められる範囲が極めて限定されている、③登録商標等に類似する商号を無断で登記した第三者に対し、詐称通用訴訟で商号登記の抹消を求め、商標権者等が勝訴した場合にも、被告である登記者が判決を履行しない場合には、効果的にこれを抹消することができない、等が挙げられ、TRIPS 協定やパリ条約の趣旨からも改善が求められる。

<最近の動き>

本件については、2005年4月に発足した知的財産権の海外における侵害状況調査制度を活用し、同年11月18日、2006年2月23日の2回にわたり、香港側との政府間協議を行った。

(2) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題等

模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の取締りといった制度の運用面については、我が国産業界から、香港を經由して中国の模倣品・海賊版が輸出される事例の存在が報告されており、知的財産の適切な保護及び TRIPS 協定の的確な履行の確保の観点から、運用面での取り組みについて、注視していく必要がある（第3章「ASEAN 諸国」の「[1] アジア諸国全般」を参照。）。